

## 埼玉県教員等の資質向上に関する協議会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 初任者の大量採用及びベテランの大量退職に対応するため、教員の養成・採用・研修の各段階を見通しながら、教員の資質向上に係る諸課題を検討するため、教育公務員特例法第22条の5に基づき、埼玉県教員等の資質向上に係る協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 協議会は、次の事項について、検討する。

- (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。ただし県内中核市代表以外の中核市はオブザーバーとして参加することができる。

- 2 協議会に委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は県立学校部長を、副委員長は市町村支援部長をもって充てる。

### (協議会の運営)

第4条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて、有識者及び関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第5条 協議会に所掌事務を補助するための幹事会を置く。

### (幹事会の組織)

第6条 幹事会は別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。
- 3 幹事長は高校教育指導課、副幹事長は義務教育指導課のそれぞれ教育指導幹級職員及び総合教育センター教育主幹級職員をもって充てる。

### (幹事会の運営)

第7条 幹事会の会議は幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事長は必要に応じて、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は高校教育指導課、義務教育指導課、総合教育センターの指導主事で構成する。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月2日から施行する。